

第5章 建築基準法に基づく措置に関する事項

1. 建築基準法の規定による勧告又は命令等の実施

県内特定行政庁で構成する島根県建築行政連絡会議等において、本計画により耐震化を図る必要性が高いものとして位置づけた建築物に関する情報共有を図るとともに、必要に応じて建築基準法に基づく勧告等を行うことで当該建築物の耐震化が図られるよう推進する。

【特定行政庁】

建築基準法における建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域（島根県内では、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市）については当該市町村の長、その他の市町村については都道府県知事をいう。

（1）是正勧告について

建築基準法に規定する特定行政庁は、法第12条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条の規定による指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかつた場合であって、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合において、建築基準法第10条1項の規定に基づく勧告を行う。

また、勧告を受けた者が正当な理由がなく勧告に従わない場合において、同条第2項の規定に基づく命令を行う。

【勧告及び命令の対象】

平成18年国土交通省告示第184号（別添）による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」と評価されるものに該当し、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められるもの。

（2）是正命令について

特定行政庁は、法第12条（法附則第3条第3項において準用する場合を含む。）又は法第15条の規定による指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかつた場合であって、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について、著しく保安上危険となるおそれがあると認められる場合において、建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令を行う。

【命令の対象】

平成18年国土交通省告示第184号（別添）による構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性が「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。」と評価されるものに該当し、著しく保安上危険であると認められるもの。